

十日町市オープンデータに関するガイドライン

第1章 オープンデータの動向と意義、定義

国においては、2012年（平成24年）7月4日にIT戦略本部にて決定された「電子行政オープンデータ戦略」を契機としてオープンデータへの取り組みが進んでおり、2013年6月14日の「世界最先端IT国家創造宣言」においてオープンデータ、ビッグデータの積極的な活用と推進が取り上げられ、有識者等を交えた各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議において、オープンデータの活用方法やアクションプランが議論されてきた。

特に「日本のオープンデータ憲章アクションプラン」（2013年10月29日）は、G8サミットの「オープンデータ憲章」に対応するために公開されたものである。

2013年12月には国のデータカタログの施行版「DATA.GO.JP」の公開があり、データセットの公開・リンク集等を誰でも共有できるようになっている。

地方公共団体においても、鯖江市、千葉市、横浜市、会津若松市のように庁内に保有している行政データを積極的に公開し、民間団体と一緒に電子行政の推進を行っている自治体が急増している。

オープンデータの意義は、以下の三点が挙げられる。

経済の活性化	データ収集や各種コードによるデータの横断的な利用が機械で自動的に可能になることから、新しいサービスを提供するビジネスが可能となる。（気象、地質、交通などのデータを収集・分析するビジネスなど）
官民協働の公共サービスの実現	複数の行政機関や民間のデータを組み合わせることで、民間からも生活利便を高めるサービスなどが提供可能。（子育て、教育、医療、災害時対応などのサービス提供など）
行政の透明性・信頼性の向上	政策・事業に関する計画、決定過程等について、横断的に検索・集計等が可能になることで、政策の変化や妥当性の理解・評価ができる。（補助金等を分野、地域、支出先等に分析するなど）

（参考：「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方」）

オープンデータの定義は、「二次利用が可能な」「機械判読に適したデータ形式」で作られたものであり、以下の5つのレベルに定義されるものと言われている。レベルが上がるほど、オープンデータとしての利用価値が高い（機械判読に適している）とされる。

レベル	定義	形式等
1	オープンなライセンスで提供されている	JPG（画像）、PDF など
2	構造化されたデータとして公開されている	Excel や Word など
3	非独占の構造化されたデータで公開されている	CSV、XML など
4	物事の識別に URI（※1）を利用している	RDF（※2） など
5	他のデータにリンクしている	Linked Open Data

（出典：5★Open Data）

第2章 オープンデータの公開に向けたルール

1 利用のルール

オープンデータの利用は、民間の積極的な利用を推進するためになるべく制限をかけないのが一般的であり、原則として二次利用（商用も可）を認める。その際、著作権の放棄を行う場合もあるが、データの出典元を明記することを条件にした二次利用許可を行う自治体が一般的である。二次利用が可能であることをわかりやすく示す指標の一つに「CC ライセンス」（※3）があるが、本市においても CC ライセンスを明示し、利用の判断基準としたい。

CC ライセンスの中でも、出典を表示すれば複製、翻案、頒布、上演、演奏等の自由な利用（商業利用も可）が可能な「CC-BY」による公開を基本とする。

※1 URI (Uniform Resource Identifier) : 名前または場所を識別する記述方式。インターネットで用いられる URL も URI の一種である。

※2 RDF (Resource Description Framework) : メタデータ（データの意味を記述）の記述を目的としたもので、検索性や分類性の向上に役立つ。

※3 CC ライセンス : クリエイティブ・コモンズ・ライセンス : 国際的にも利用されており、イメージによってライセンスの判別が容易である。

ただし、個別法令による制約等により商業利用ができない場合は、その旨を明記するものとする。



(CC-BY ライセンスマーク)

2 対象とするデータ範囲

オープンデータ流通推進コンソーシアムによる「オープンデータガイド」によれば、「スモールスタートの原則から、オープンデータ推進組織の設立や現状把握等、すべての準備を完了してから実施するのではなく、例えば、個別の部署において既に公開されている情報から着手する」とあるため、本市においても市民公開用 GIS（十日町市公開地理情報）や公式 HP で既に公開されているデータを中心にデータカタログ（※4）化を図る。オープンデータ化するデータについては、個人情報の保有等、公開に適さないものを除き、順次拡大を図っていくものとする。

3 機械判読に適したデータ形式での公開

オープンデータ化するデータについては、可能な限り機械判読が可能な形式（CSV、XLS 等）を基本とする。本市ホームページでの公開が一般的な PDF 形式は、二次利用が難しいのでオープンデータとしてはあまりそぐわないが、データカタログにはできるだけ掲載する。ただし、各種様式・申請書など用途が特定されるものは掲載しない。また、より機械判読に適したデータ形式（RDF 等）についても導入を検討する。

4 オープンデータの公開

オープンデータの公開にあたっては、市のホームページに専用のページを作成しデータカタログとするほか、オープンデータの公開先として広く認知され民間での利用も活発な「LinkData.org（※5）」を利用し認知度の向上を図る。

※4 データカタログ：ホームページ等で情報が散らばっているものを一カ所にまとめて、検索性を高めたもの。データのリンク集。

※5 LinkData.org：民間、個人、官庁を問わずオープンデータとして公開しているものを集めたサイト。無料で利用でき、地方自治体の利用も多い。

5 原本性についての考え方

オープンデータは基本的に二次利用を可とするため、いったん公開されたデータの改ざん防止などのコントロールは不可能である。そのため、市民の生命、財産等を脅かすようなデータの公開は当然許されないものであり、公開するデータに関しても十分な検証が必要である。しかし、本章の2. で既述したように、既にホームページや市民公開 GIS 等で公開済のデータに関してはそれらの検証が済んでいると解釈されるため、積極的な公開を行う。

データの原本性については、多くの先進自治体は「公開しているデータが原本である」との考え方を持っている。すなわち、二次利用、三次利用をされたデータであっても、本市のホームページまたは LinkData.org の本市公式アカウントで公開しているもの（入手したもの）が原本であるという考えである。

第3章 今後の展開

1 民間との協働

オープンデータの積極的な公開とその利活用は、市民生活の向上に大いに有効と考えられるので、本市では利活用に関して積極的に取り組むとともに、民間事業者との協働に関しても検討し推進する。

2 自治体間の連携

先進自治体の事例を研究し、どのようなデータを公開すれば有効なオープンデータとして使ってもらえるのかを研究するとともに、周辺自治体との連携を図り、広域的な取り組みが可能かどうかを検討する。

3 庁内連携

導入にあたっては情報部門が担当課となって推進するが、今後のデータ更新はデータを保有している各課が中心となって行う必要がある。データの陳腐化（いつまでも更新されない、古いデータのま）は一番避けなければならないので、庁内連携組織を作り、市全体として取り組む必要がある。